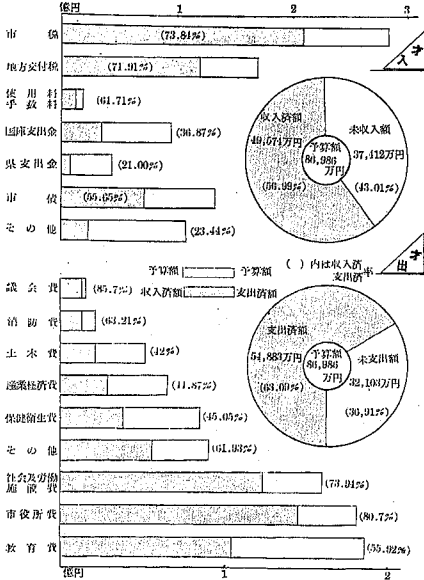


昭和38年度予算執行の状況

一般会計

昭和38年12月末現在

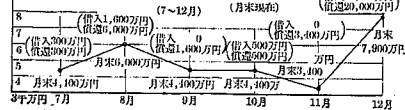


特別会計

昭和38年12月31日現在

会計名	予算額	収入額	取崩率	支出額	執行率
国民健康保険費	6,808万円	4,482万円	65.84%	4,276万円	62.81%
居市場費	3,172	924	29.14	1,947	61.38
公益施設費	467	303	64.81	401	85.40
住民税徴収金	16,285	11,164	68.56	9,142	56.14

昭和38年一時借入金の状況

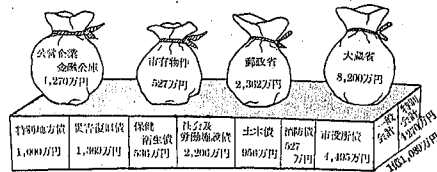


市債現在高 (一般会計、特別会計)

総額1億5,599万円

昭和38年7月1日～借入額 7,110万円 市民1人当り2,708円

昭和38年12月31日借入額 472万円 1世帯当り13,502円



財政のお知らせ

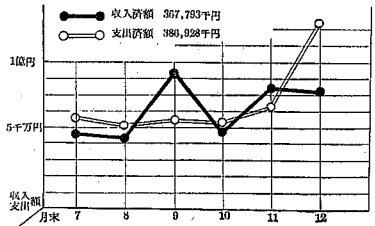
新津市告示 第2号

地方自治法第34条第1項に基づく「新津市財政事情の公表に関する条例」の定めるところにより昭和38年12月31日現在における本市の財政報告書を公表します。

昭和39年2月1日

新津市長 桂 誉 達

昭和38年(7月～12月)月別収支の状況



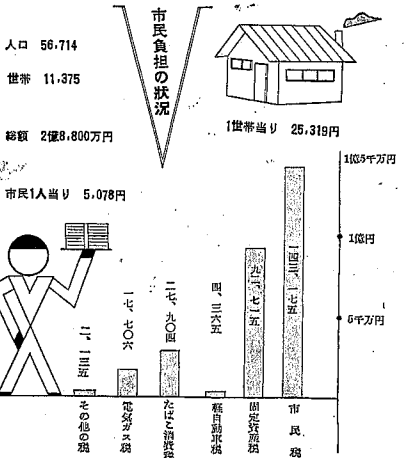
1人当り 17,515円

1世帯当り 87,326円

市有財産の現況

(昭和38年12月末現在)

建物	27,309	81,927	82%	坪当り 30,000円
土地	145,657	14,566	15%	坪当り 1,000円
その他	2,840	3	3%	有価証券 10,556千円 車両22台 17,850千円
計	99,333	100		



国保加入者の異動

十日以内に届出ない異動

国民健康保険に加入されている方(被保険者)で、その家族または家族に次のような異動があったときは、十日以内に届け出を下さい。

一、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

二、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

三、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

四、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

五、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

六、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

七、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

八、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

九、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。

十、お引越しをされた方(加入者)は、加入者として届け出を下さい。



指定乗車券類の発売方法と、払い戻し料金の改正について

二月一日から指定乗車券類(特急券、急行券、普通券)の払い戻し料金を改正いたします。

一、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

二、すでに普通乗車券、急行券をお持ちの場合は必ず窓口にご提示のうえお申し込みください。

三、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

四、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

五、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

六、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

七、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

八、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

九、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。

十、指定乗車券類は普通乗車券、急行券を同時に購入した場合に限り有効です。